

## 第10編 産業振興部

## 商業労政課

### 1 商店街振興策

商業環境の変化や消費者ニーズの多様化に対応し、地域に根ざした商店街形成を支援している。

#### (1) 商店街形成の促進

商店街環境整備事業助成や、各種融資制度により、商店街の形成を支援している。

#### (2) 釧路市商店街実態調査の実施

商店街等の現況把握等を目的に実施している。

ア 商店街組織調査 商店街振興組合及び釧路市商店街振興組合連合会に加盟する商店会を対象に実施。

	調査対象組織			
	振興組合		商店会	
	組織数	組合員等数	組織数	組合員等数
令和3年度	6団体	167件	6団体	253件
令和4年度	6団体	164件	6団体	239件
令和5年度	6団体	154件	6団体	236件

#### イ 空き店舗調査

(ア) 北大通周辺にある商店街等の4エリア

(イ) (ア)を除く商店街等の13エリア、その他商業集積が図られている地区の4エリア、阿寒町及び音別町の6エリア

	(ア)の調査対象店舗			(イ)の調査対象店舗		
	うち空き店舗		率	うち空き店舗		率
	実数	実数		実数	実数	
令和3年度	233件	67件	29%	—	—	—
令和4年度	231件	66件	29%	—	—	—
令和5年度	230件	66件	29%	1,555件	300件	19%

※(ア)の調査は1年に1度、(イ)の調査は3年に1度実施。

#### (3) 商店街活性化及び空き店舗解消の促進

##### ア 商店街等活性化支援事業

商工会・商店街等の活性化を図るため、研修会、イベントその他の事業を行う商店街等を対象として、20万円（商店街振興組合連合会が行う場合は50万円）を上限に補助を実施している。

- ・令和3年度実績 7件 1,228千円
- ・令和4年度実績 8件 1,780千円
- ・令和5年度実績 8件 1,842千円

##### イ 空き店舗等活用促進事業補助金

空き店舗に出店する者に対し、出店に要する経費のうち、店舗改修工事及び広告宣伝費用の一部について20万円（北大通を中心とした商業地域には50万円）を上限に補助を実施している。

- ・令和3年度実績 5件 2,072千円
- ・令和4年度実績 3件 1,310千円
- ・令和5年度実績 3件 1,500千円

### 2 中小企業等の振興

経済・社会環境の変化に柔軟に対応できる中小企業を育成するため、経営の高度化と効率化の促進、経営の安定に向けた支援などにより、経営基盤の強化を支援している。

(1) 中小企業等活性化推進事業

市内での創業促進や中小企業・小規模事業者に対し、段階に応じたきめ細かな支援を行う環境を整えるため、各支援機関等と連携し、ワンストップ相談窓口の設置等により支援している。

- ・令和3年度実績 窓口相談件数33件
- ・令和4年度実績 窓口相談件数26件
- ・令和5年度実績 窓口相談件数25件

(2) 助成制度

組織化助成 商店街振興組合 30万円、企業組合 5万円、その他の協同組合等 20万円

(3) 銀河市ビジネスサポートセンターk-Bizの運営

銀河市や銀河商工会議所をはじめとする10団体で構成する銀河市ビジネスサポート協議会が運営し、事業者の強みを活かす具体的な提案を行う相談所として設置。

- ・令和3年度相談対応件数 1,832件
- ・令和4年度相談対応件数 2,026件
- ・令和5年度相談対応件数 1,878件

(4) 中小企業融資制度

中小企業の金融円滑化を目的として、昭和32年度に市内の中小企業者を対象とした融資制度を創設し、以来、制度内容の充実を図りながら、中小企業への資金支援を図っている。

令和6年4月1日現在18億9,097万円の預託金を各金融機関に預託し、中小企業者の利子負担軽減を図っている。

ア 資金の内容（利率は令和6年4月1日現在）

区分	用途	融資限度額	融資期間 (据置期間1年以内)	融資利率
丸銀資金	経営合理化、設備の近代化等に充てるもの	5,000万円	15年以内 〔運転資金は7年以内〕	年1.3%
創業支援資金	創業に係る運転資金もしくは設備資金に充てるもの	1,500万円	15年以内 〔運転資金は7年以内〕	3年目まで無利子 4年目以降年1.3%
がんばる企業応援資金	事業拡大、新分野への進出、経営効率化・近代化等に充てるもの	5,000万円 〔運転資金は2,000万円〕 〔協同組合は1億円、ただし設備資金に限る〕	15年以内 〔運転資金は7年以内〕	3年目まで無利子 4年目以降年1.3%
空き地・空き建物再生事業資金	中心市街地等で空き地・空き建物の再生を図るための設備資金に充てるもの	1億円	15年以内	3年目まで無利子 4年目以降年2.10%

中小企業 経営安定資金	小規模企業者が地域経済環境の変化に対応し、経営の安定化に充てるもの 倒産した取引事業者に債権を有する中小企業者が運転資金に充てるもの	500万円	3年以内	年0.8%
中心市街地活性化事業資金	市が定める中心市街地において、建物新設に係る設備資金に充てるもの 市が定める中心市街地において、賃貸用集合住宅建物の建設事業に係る設備資金に充てるもの	2億円	15年以内	3年目まで無利子 4年目以降年2.10%
高度化事業資金	道から貸付を受ける高度化事業に充てるもの	5,000万円	15年以内	年1.3%
協同組合等事業資金	組織金融の円滑化または協同事業資金に充てるもの	5,000万円	15年以内	年1.3%

※1 丸鉄資金については北海道信用保証協会の保証付き、その他については必要に応じ保証付き

※2 取扱はみずほ銀行を除く市内各金融機関（ただし、協同組合等事業資金（商店街活性化事業計画登録事業を除く）は商工組合中央金庫のみ）

#### イ 主な資金の利用状況

（単位：件、万円）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	貸付残高	件数	貸付残高	件数	貸付残高
丸鉄資金	355	211,120	309	192,283	259	170,826
創業支援資金	143	34,588	169	43,610	188	46,368
がんばる企業応援資金	51	72,844	62	83,340	69	94,836
(旧) 中小企業効率化近代化資金	3	1,568	2	1,167	2	1,057
空き地・空き建物再生等事業資金	2	4,048	2	3,357	2	2,661
中小企業経営安定資金	0	0	0	0	0	0
協同組合等事業資金	3	7,400	3	7,400	3	6,400

### 3 中心市街地の活性化

#### (1) 鉄路市中心市街地活性化基本計画

改正中心市街地活性化法に基づく、鉄路市中心市街地活性化基本計画の策定について協議・検討を行っている。

#### (2) 鉄路市中心市街地活性化協議会への参画

鉄路商工会議所が事務局を務める中心市街地活性化協議会に委員として参加し、活性化に関するソフト事業の実施協力や関係機関からの意見聴取、民間事業の推進支援等を行っている。

#### 中心市街地活性化協議会の概要

ア 設立主体 鉄路商工会議所・(株)まちづくり鉄路

イ 設立年月日 平成20年7月10日

ウ 参加委員 商店街・経済団体・市民団体・行政等より32名

#### (3) (株)まちづくり鉄路への参画

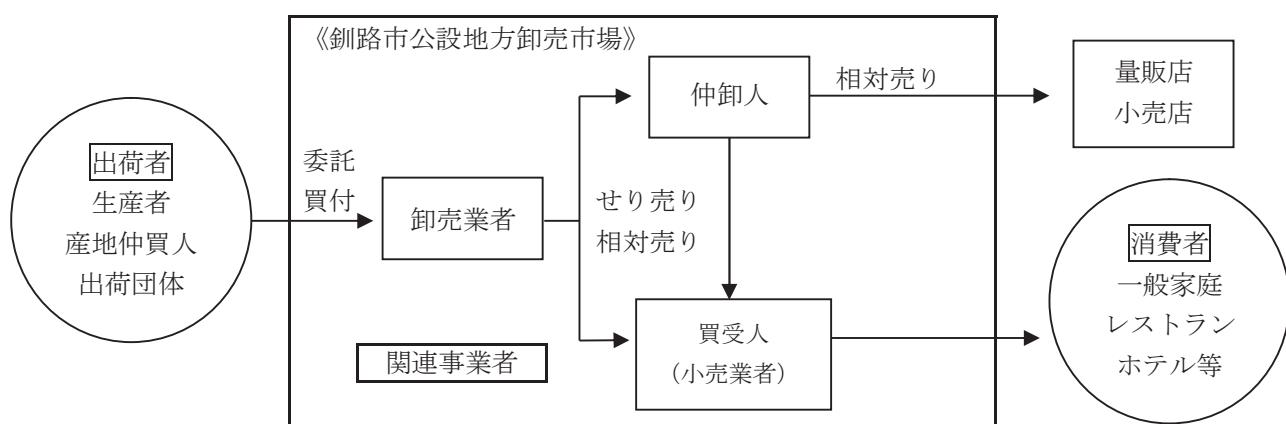
中心市街地活性化に資する事業に自ら取り組むために設立されたまちづくり鉄路に出資し、まちの賑わいに関する情報発信や中核事業の検討等を行っている。

#### (4) 大型空き店舗等活用支援事業

中心市街地に立地する大型空き店舗等を購入又は賃借し、事業に取り組む企業・団体等を対象に経費の一部を補助する制度を平成18年度に見直し、中心市街地の賑わい創出と活性化を図ることとしている。

#### 4 公設地方卸売市場の概要

- 平成18年4月1日より釧路市中央卸売市場から釧路市公設地方卸売市場に転換し、取引規制の緩和、指定管理者制度の導入等による市場の活性化を図るための市場システムを導入した。
- (1) 開設者／位置 釧路市／釧路市新富士町6丁目1番23号
  - (2) 取扱品目 青果部～野菜・果実及びその加工品並びに鳥卵  
花き部～切花・鉢物・花木及びこれらの加工品
  - (3) 関係業者 青果部～卸売業者1社 仲卸人4社 買受人44業者  
花き部～卸売業者1社 仲卸人1社 買受人59業者  
関連事業者7社
  - (4) 業務開始 青果部～昭和48年12月1日、花き部～平成元年8月1日  
釧路市公設地方卸売市場開設～平成18年4月1日
  - (5) 建設経過 用地買収～昭和46年度、着工～昭和47年度、竣工～昭和48年11月
  - (6) 建設費 1,504,205千円（用地費390,195千円、工事費1,114,010千円）
  - (7) 施設 用地 66,000m<sup>2</sup> 建物延べ面積 12,924m<sup>2</sup> 駐車場 18,174m<sup>2</sup>  
構内舗装 48,776m<sup>2</sup> その他付帯施設一式
  - (8) 市場の流れ



##### [集荷方法]

- 委託 … 卸売業者は出荷者から品物を預かり、その品物を売り一定の手数料を得る。
- 買付 … 卸売業者は出荷者から品物を買い取り、販売する。

##### [販売方法]

- せり売り … 複数の買人がせり合い、最も高値を付けた買人に品物が売り渡される。
- 相対売り … 売手と買手の双方で数量や価格を話し合い決める。

(9) 取扱高（釧路市公設地方卸売市場取り扱い）

ア 青果年度別取扱高

(単位：トン、千円、%、日)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
野菜	23,896	5,963,391	22,181	5,985,074	22,377	6,269,934
果実	9,315	4,176,659	8,784	4,031,585	7,831	4,004,553
合計	33,211	10,140,050	30,965	10,016,659	30,208	10,274,487
前年対比	95.3	98.2	93.2	98.8	97.6	102.6
開場日数	255		255		254	
1日平均	130	39,765	121	39,281	119	40,451

イ 花き年度別取扱高

(単位：千本、千鉢、千円、%、日)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
花き	6,036	550,339	5,274	543,820	5,449	568,375
前年対比	97.2	105.8	87.4	98.8	103.3	104.5
開場日数	255		255		254	
1日平均	35	2,158	21	2,133	21	2,238

## 5 釧路市労働基本調査

毎年、市内の従業者5人以上の民営事業所の従業員構成、賃金、労働時間、休日、諸手当等の労働条件の調査を行い、労働行政の資料に供している。

(1) 調査基準日 9月30日現在（年1回）

(2) 調査状況 調査事業所総数 700事業所 有効回答 271事業所（令和5年度）

## 6 勤労青少年の福祉推進事業

勤労青少年福祉法（青少年の雇用の促進等に関する法律に改称）制定に伴い、地方自治体においても勤労青少年の福祉推進に積極的に取り組む必要があることから、行事を実施。

なお、釧路市優良勤労青少年表彰については、平成18年度より釧路市優良勤労障がい者等表彰と合同で表彰式を実施。

釧路市優良勤労青少年表彰 令和5年7月10日（月） 表彰者 5名

## 7 釧路市労働者センター（サンライフ釧路）

サンライフ釧路は、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進並びに中高年齢労働者の健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的とした施設で、一般の方も利用できる。

(1) 年間利用者数 38,937人（令和5年度実績）

(2) 実施行事

ア スポーツ大会（ソフトバレー他）

イ 文化講習会（健康体力づくり教室、パソコン教室他）

## 8 技能尊重運動の推進

広く市民に技能尊重の気風を浸透させるとともに、技能者の社会的地位と技能水準の向上を図り地元産業の発展に寄与する目的で各種事業を実施している。

釧路市技能功労者表彰 令和5年11月17日（金） 表彰者 5名

## 9 雇用労働相談

中小企業に働く労働者のため種々の雇用労働相談業務のほか、女性も相談しやすい環境に配慮し、きめ細かな相談を行っている。（常勤相談員2名）

事例別相談件数（令和5年度）

労働基準法	6件	労働紛争	3件	賃金問題	4件
就職相談	46件	各種年金	1件	雇用保険	6件
労災保険	3件	健康保険	0件	退職関連	3件
その他	11件	合計	83件		

## 10 UIJターン促進事業

釧路市では、主に首都圏のUIJターン希望者の就職を促進するため東京事務所と雇用労働相談所に「UIJターン相談コーナー」を開設している。

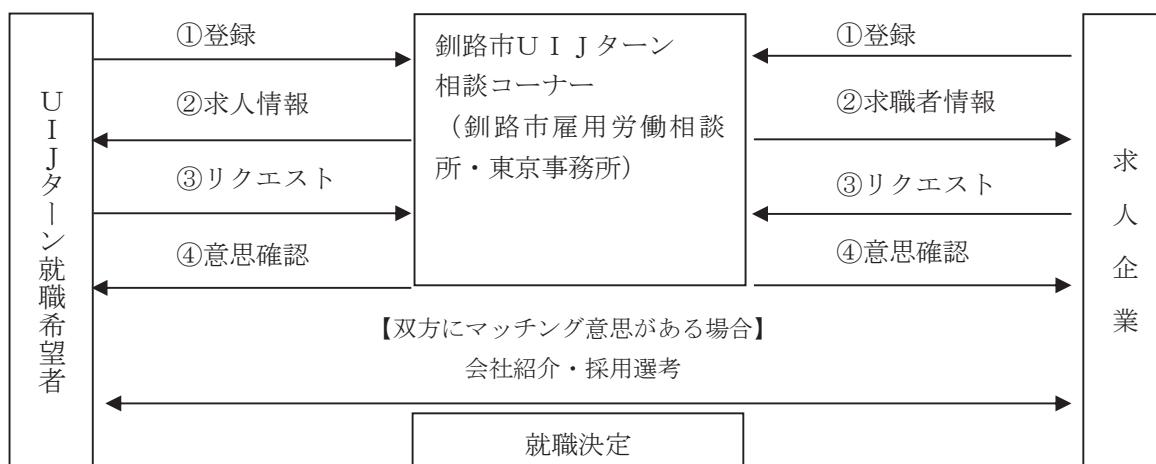
東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4番1号  
日本都市センター会館 9F  
TEL 03-3263-1992 FAX 03-3239-3669

雇用労働相談所

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地  
TEL 0154-31-4522 FAX 0154-23-0606

「UIJターン相談コーナー」フローチャート



## 11 地域通年雇用促進支援事業

季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者が、釧路市で902名、釧路管内では1,637名（令和4年度）もの数に達していることから、季節労働者の雇用や生活の安定を図るために各種事業を実施している「釧路地域通年雇用促進支援協議会」に負担金を支出。

協議会では、季節労働者向けに技能向上を通じた通年雇用化を図るための資格取得支援事業や協議会職員が事業所を訪問し、通年雇用奨励金等の各種支援制度の説明や通年雇用となる求人を開拓する求人開拓事業を実施。

令和5年度は、通年雇用促進支援事業により135名が通年雇用化。

## 12 中小企業・小規模事業者活性化推進事業

### (1) 中小企業・小規模事業者活性化補助金

#### ア 事業概要

中小企業・小規模事業者が実施する、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた売上アップ等の取組への支援（一般型：補助率3分の2、補助上限額30万円、チャレンジ型：補助率4分の3または3分の2、補助上限額50万円または30万円）。

#### イ 事業実績 支援件数 54件

### (2) 省エネ等設備導入補助金

#### ア 事業概要

省エネ対応設備や再エネ設備を導入し、化石燃料の消費の抑制と労働生産性の向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援（省エネ最適化診断等支援枠：補助率10分の10、補助上限額21千円、診断枠：補助率2分の1または3分の2、補助上限額500万円、通常枠：補助率2分の1、補助上限額300万円）。

#### イ 事業実績 支援件数 54件

## 産業推進室

### 1 工業

当市の工業は道東地域の豊富な農林水産資源と港湾・用地・用水など優れた立地条件により、製造品出荷額等からみて、全道第6位にある。令和3年の製造品出荷額等は2,018億円、事業所206、従業者数4,200人である。

業種別構成比でみると、食料品582億円（前年比3.3%増）、飲料・たばこ・飼料494億円（同31.4%増）となっており、この2業種で全出荷額の53.3%を占め、いわゆる資源立地型の工業構造となっている。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等 (2022年度経済構造実態調査製造業事業所調査)

区分	令和元年	令和2年	令和3年
事業所数	158	175	206
従業者数	4,581人	4,658人	4,200人
製造品出荷額等	24,327,936万円	23,461,386万円	20,180,889万円

### 2 石炭鉱業

#### (1) 採炭事業と海外技術移転事業

釧路コールマイン株式会社では、採炭事業を計画どおり続けるとともに、海外産炭国である中国、ベトナム、インドネシアへ採炭・保安技術などを移転する研修事業を実施してきた。平成14年度から平成18年度までの「炭鉱技術海外移転事業」、平成19年度から平成23年度までの「産炭国石炭産業高度化事業」、平成24年度から平成28年度までの「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」により、それぞれ963名、923名、729名の研修生を受け入れた。

平成29年度からは、事業名が「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」となり、平成30年度には新たにコロンビアからの研修生を受け入れ、令和5年度までの7年間で受け入れた研修生は1,910名となった。（人数には、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2～4年度に実施したオンライン研修の人数を含む。）

また、世界的な脱炭素化の潮流を踏まえ、対象国のカーボンニュートラルに向けたニーズに応えるカリキュラムの充実を図ることから、釧路コールマイン株式会社が取り組むCO<sub>2</sub>の坑内埋め戻し技術開発を支援する。

#### (2) 石炭火力発電所

平成27年6月、釧路コールマイン株式会社の石炭を活用した火力発電所建設設計画が公表され、同年7月には、事業主体となる株式会社釧路火力発電所が設立された。

株式会社釧路火力発電所においては、二酸化炭素排出量の低減を図るために木質バイオマスの混焼や、地域の水資源の活用による環境への負荷を抑えた発電所を計画し、北海道の環境アセスメントなどの行政手続を進め、平成29年12月に着工、令和2年12月に商業運転を開始した。

### 3 産業支援

地域の経済自立、雇用の維持・確保に向け、地域が一体となり、豊富な地域資源と地元企業が長年培ってきた技術力などの経営資源を活用し、地産地消による地場産品の普及促進、販路開拓、地域材の利用促進などに向けた支援を進めていく。

また、これらの推進に当たっては、工業技術センターの機能を発揮し、地域企業の技術力向上、新製品・新技術開発や販路拡大を支援するとともに、人材育成、産官学金の連携による事業を展開し、地域産業の振興と新たな価値の創出を図る。

### 4 企業誘致

釧路地域に新たな産業を誘致育成するため、工業団地の造成を行い経済界等と一体となり、当地域の特徴を生かした適地企業の誘致に取り組んでいる。

#### (1) 工業団地

##### ア 釧路白糠団地（釧路地区・白糠町）

昭和46年より地域振興整備公団（現：独立行政法人中小企業基盤整備機構）による造成が行われ、水産食料品製造業などを中心に立地が進んでおり、平成17年度からは最大11,160m<sup>3</sup>/日の良質な工業用水が供給されている。また売却が進み、釧路市域は平成21年度、白糠町域は平成25年度で完売した。

##### イ 西港臨海工業団地（釧路地区）

年間約1,500万トンの貨物を取り扱う釧路港西港区の後背地に位置し、輸送の利便性が高く運輸業・倉庫業を中心に立地が進んでいる。

##### ウ 釧路益浦軽工業団地（釧路地区）

住宅地に隣接した職住近接型団地であり、環境に配慮した繊維関係や医薬品製造業などの軽工業の立地を進めている。

##### エ 布伏内工業団地（阿寒地区）

釧路空港から20分、阿寒ICから15分と、交通アクセスの良好な立地であり、自然環境や地質条件に恵まれている。

##### オ 音別工業団地（音別地区）

釧路市中心部と帯広市のほぼ中間に位置し、恵まれた自然環境、上質で豊富な工業用水を利用した医薬品製造業、清涼飲料製造業などを中心に立地している。

#### (2) 企業立地優遇制度

平成17年10月11日の釧路市・阿寒町・音別町の3市町合併に伴い、旧3市町の企業立地優遇制度（釧路市工業等振興条例、阿寒町中小企業振興条例の一部、阿寒町企業立地促進条例、音別町企業立地促進条例）を統合・再編し、新たに「釧路市企業立地促進条例」を制定した。旧3市町の制度を引き継ぎ、地域の実情に合わせて制定したため、立地する地区によって助成メニュー、対象要件等が一部異なっている。

##### ア 釧路市企業立地促進条例による助成制度

###### (ア) 釧路地区（合併前の釧路市の区域）に立地する場合

種別	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額
設備投資資金助成	製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター リサイクル産業施設 試験研究施設 植物工場	『新設の場合』 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が5,000万円以上 ・雇用増5人以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の8/100以内の額	1億円（雇用増10人以上の場合は2億円）
		『増設の場合』 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が3,000万円以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の4/100以内の額（雇用増5人以上の場合は8/100以内の額）	1億円

雇用助成	製造業 リサイクル産業施設 電気業（新エネルギー供給業を除く） ガス業 熱供給業 植物工場	『新設の場合』 ・雇用増5人以上 『増設の場合』 ・取得した固定資産（土地を除く。）の基準年度における評価額が3,000万円以上 ・雇用増5人以上	新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円（特例の場合は30万円）	3,000万円
	ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター 試験研究施設	・雇用増5人以上		
	新エネルギー供給業（太陽光をエネルギー源とするものを除く） 【新設のみ】	・取得した固定資産の取得価額が10億円以上 ・雇用増1人以上		
緑化助成	製造業 電気業 ガス業 熱供給業	・工場立地法第6条第1項の規定による特定工場（敷地面積9,000m <sup>2</sup> 以上又は建築面積3,000m <sup>2</sup> 以上）の届出を完了したもの	緑化事業に要したと認められる経費の25/100	1,000万円
土地取得助成	製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター リサイクル産業施設 試験研究施設 植物工場	『市外からの進出の場合』 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること 『市外からの進出以外の場合』 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・雇用助成の対象要件を満たすこと	土地取得価格の25/100相当額（ただし、事業場の用に直接供する建築面積相当分）	1億円
事業所賃借料助成	コールセンター <sup>【新設のみ】</sup>	・雇用増50人以上	事業所賃借料の1/2相当額を3年間	年500万円
	本社機能移転事業所	・雇用増30人以上 ・面積300m <sup>2</sup> 以上 ・市外から市内に本社機能を移転することを公表すること ・この条例に基づく他の助成の措置の対象とならないこと	事業所賃借料の1/2相当額を1年間	
用通料助成 <sup>回線使</sup>	コールセンター <sup>【新設のみ】</sup>	・コールセンターの新設に伴って、新たに雇用される者の数が50人以上であるもの	通信回線使用料の1/2相当額を3年間	年1,000万円
課税免除	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	・業種・資本金規模に応じて、固定資産（土地を除く。）の取得価額が500万円以上～2,000万円以上	固定資産税・都市計画税を以下の範囲で免除する ・基準年度100/100以内 ・2年目75/100以内 ・3年目50/100以内	なし
	地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもの <sup>（※1）</sup>	・固定資産（建物・構築物）の取得価額が1億円超 (農林漁業関連業種（※2）は5,000万円超)		

※1 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受け、課税の特例の適用を受けることについて国の確認を受けたもの。

※2 地域未来投資促進法第26条に規定する総務省令による。（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業）

(イ) 阿寒・音別地区（合併前の阿寒町・音別町の区域）に立地する場合

種別	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額
設備投資資金助成	製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター リサイクル産業施設 試験研究施設 植物工場	『新設の場合』 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が5,000万円以上 ・雇用増5人以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の8/100以内の額	1億円 (雇用増10人以上の場合は2億円)
		『増設の場合』 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が3,000万円以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の4/100以内の額 (雇用増5人以上の場合は8/100以内の額)	1億円
	旅館業 観光施設 特産品開発施設 教育文化施設 医療福祉施設 その他の施設	『新設の場合』 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が5,000万円以上 ・雇用増5人以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の8/100以内の額	1,000万円
		『増設の場合』 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が3,000万円以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の4/100以内の額 (雇用増5人以上の場合は8/100以内の額)	
雇用助成	製造業 リサイクル産業施設 電気業（新エネルギー供給業を除く） ガス業 熱供給業 植物工場	『新設の場合』 ・雇用増5人以上 『増設の場合』 ・取得した固定資産（土地を除く。）の基準年度における評価額が3,000万円以上 ・雇用増5人以上	新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円（特例の場合は30万円）	3,000万円
		・雇用増5人以上		
	新エネルギー供給業（太陽光をエネルギー源とするものを除く） 【新設のみ】	・取得した固定資産の取得価額が10億円以上 ・雇用増1人以上		
	旅館業 観光施設 その他施設	・雇用増20人以上	新たに雇用される者1人につき10万円	2,000万円
緑化助成	製造業 電気業 ガス業 熱供給業	・工場立地法第6条第1項の規定による特定工場（敷地面積9,000m <sup>2</sup> 以上又は建築面積3,000m <sup>2</sup> 以上）の届出を完了したもの	緑化事業に要したと認められる経費の25/100	1,000万円

土地取得助成	製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター リサイクル産業施設 試験研究施設 植物工場	『市外からの進出の場合』 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること 『市外からの進出以外の場合』 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・雇用助成の対象要件を満たすこと	土地取得価格の25/100相当額（ただし、事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分）	1億円
事業所賃借料助成	コールセンター【新設のみ】	・雇用増50人以上	事業所賃借料の1/2相当額を3年間	年500万円
	本社機能移転事業所	・雇用増30人以上 ・面積300m <sup>2</sup> 以上 ・市外から市内に本社機能を移転することを公表すること ・この条例に基づく他の助成の措置の対象とならないこと	事業所賃借料の1/2相当額を1年間	
使用通信料回線助成	コールセンター【新設のみ】	・コールセンターの新設に伴って、新たに雇用される者の数が50人以上であるもの	通信回線使用料の1/2相当額を3年間	年1,000万円
特別援助	上記の全業種	・特別援助の申請があった場合で、阿寒・音別地区の産業振興上特に必要があると認めたとき	・出資又は融資のあっせん ・土地又は建物のあっせん ・市有普通財産の貸付け又は売却 ・労働力の確保 ・用水の確保 ・道路等周辺公共施設の計画的整備 ・その他必要な援助	なし
課税免除	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	・業種・資本金規模に応じて、固定資産（土地を除く。）の取得価額が500万円以上～2,000万円以上	固定資産税、都市計画税を以下の範囲で免除する ・基準年度100/100以内 ・2年75/100以内 ・3年50/100以内	なし
	地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもの（※1）	・固定資産（建物・構築物）の取得価額が1億円超 (農林漁業関連業種（※2）は5,000万円超)		

※備考 ((ア)、(イ)共通)

- ・上記助成等を受けるには、設備投資に係る工事の着手前60日から着手後30日までの間に申請が必要となる。
- ・課税免除及び土地取得助成の対象となる土地は、事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分である。
- ・各助成は重複することができる。（本社機能移転事業所に係る事業所賃貸料助成を除く）
- ・市外からの進出をする者が操業等開始の日から3年以内に「設備投資資金助成」、「雇用助成」又は「緑化助成」の新設に係る対象要件を具備するに至ったときは、新設に係る当該助成を行うことができる。

## イ 補助金交付

(単位：件、円)

区分 補 助 金	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件 数	交 付 額	件 数	交 付 額	件 数	交 付 額
	3	43,919,000	0	0	0	0

## 5 各種助成制度

## (1) 釧路市中小企業振興条例による助成

中小企業者等が高度化事業を実施した場合（高度化事業助成）、小規模企業者が工場の新設または増設を行った場合、次により助成金を交付している。

## ア 高度化事業助成

固定資産課税標準額の100分の10（限度額2,000万円）

## イ 工場新增設助成（小規模企業者のみ）

固定資産課税標準額の100分の3（限度額200万円）

## (2) 先端設備等導入計画に基づく設備投資の支援（2018～2024年度）

労働生産性向上のため一定の要件を満たした設備を導入する場合に、先端設備等導入計画を作成して市の認定を受けることで、固定資産税（償却資産）の特例等を受けることが可能となる。

## 6 釧路工業技術センター

釧路工業技術センターは平成14年10月1日、鳥取南7丁目2番23号に開設した。

地元企業の技術力向上を図り、地域産業の発展に寄与することを目的に、技術相談、技術開発、情報の提供を行う他、企業の経営相談、マーケティング、創業などのソフト支援を行っている。

## 令和5年度利用状況

技術相談等	依 賴 試 験	機械機器等貸出	会議室等貸出
172社 941件	158件	790件	405件

## 7 関係団体への協力

## (1) 釧路地域工業振興協会

釧路地域の中小企業関連業者が親睦と連携により工業の振興を図り、地域経済の活性化に資することを目的として、各種活動を展開している釧路地域工業振興協会に対し、市として積極的に協力を行っている。

会 員 数	55事業所
構 成 部 会	鉄工部会 木工部会 船舶電機部会 造船部会

# 観光振興室・阿寒観光振興課 阿寒町行政センター地域振興課 音別町行政センター地域振興課

## 1 観光の概要

釧路市は、広大な地域の中に多くの観光資源を抱えるひがし北海道の要に位置している。平成17年10月11日の3市町合併後、釧路湿原・阿寒の2つの国立公園を有することとなった。

市内観光では、釧路川に架かる幣舞橋を中心としたウォーターフロントゾーンにあるフィッシャーマンズワーフ「MOO」・「EGG」をはじめ、眼下に釧路港を遠くには阿寒連峰を一望する「米町公園」、石川啄木ゆかりの資料を展示する「米町ふるさと館」・「港文館」、ヒグナの生息する湖として国の天然記念物に指定されている「春採湖」、雄大な釧路湿原を望む「釧路市湿原展望台」、水産基地釧路港を紹介する水産資料展示室「マリン・トポスくしろ」などがある。

また、平成6年10月20日運輸省からコンベンション法に基づく「国際会議観光都市」の認定を受け、各種コンベンションの誘致活動を積極的に推進し、ラムサール条約締約国会議や日中韓観光大臣会合などの開催実績を活かし、大規模な会議や企業の報奨旅行などの誘致を柱にした交流産業（MICE産業）の育成に取り組んでいる。

さらには、平成27年4月に「水のカムイ観光圏」、同年6月には釧路市を含むひがし北海道エリアが広域観光周遊ルート「アジアの宝 悅久の自然美への道 ひがし北・海・道」の一部として認定を受けるとともに、訪日外国人旅行者の増加を目指す取り組みとして平成28年1月に「観光立国ショーケース」、同年7月には阿寒国立公園が「国立公園満喫プロジェクト」の選定を受けた。平成29年8月には「阿寒国立公園」が「阿寒摩周国立公園」に名称変更、令和5年3月には「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地」11地域のひとつに釧路市を含む「東北海道エリア」が選定された。アドベンチャートラベルなどの推進により訪日外国人旅行者の増加を目指すこととするなど、今後についても、釧路の豊かな地域資源である自然や文化を活かした観光施策を進めていくとともに、世界一級の観光地域づくりを目指していく。

## 2 観光行政

### (1) 観光宣伝及び観光客の誘致

ア 釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園を中心に、ひがし北海道が一体となった広域観光宣伝を推進し、特に道東五白（タンチョウ、ハクチョウ、流氷、樹氷、冬祭り）やSL冬の湿原号をはじめ、ひがし北海道らしいアクティビティのPRによって冬季観光客の誘致拡大を図り、通年観光に努めている。

イ 釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、フィッシャーマンズワーフ「MOO」及び山花温泉リフレ、阿寒丹頂の里を重要観光拠点としてPRし、通過型から滞在型観光に力を入れるとともに、観光ポスター、観光宣伝用リーフレットなどを作成しこれらを全国配布している。

ウ 本州の高等学校や企業・団体に旅行エージェントを通じて釧路をはじめとするひがし北海道への修学旅行・研修旅行を、（一社）釧路観光コンベンション協会が中心となって誘致しており、体験を通してひがし北海道の自然・風土への理解を深めてもらい、リピーターとして将来にわたる観光需要の継続的な創出を図っている。

令和5年度実績 55校 5,620名

### (2) 観光ルートの開発促進

釧路湿原は独自の自然景観、風土の特異性などから国立公園として指定されており、観光資源としても極めて高い価値を有しているため、これを十二分に活用し、湿原に対する理解を深め身近に自然と接することができる湿原観光ルートの開発や、阿寒摩周国立公園所在市町である11自治体並びに各観光協会で構成する「阿寒摩周国立公園広域観光協議会」において、それぞれの自治体の観光資源を連携活用した、圏域内での滞在・周遊型観光ルートの開発にも取り組んでいる。

(3) 観光行事の実施

観光シーズンを中心に実施している各種イベントを、観光資源として活用する。

令和5年度実績

阿寒・湖水開き2023	4月29日	2,000人
第49回くしろチューリップ&花フェア	5月27日～5月28日	23,000人
2023北のビーナス露まつり	6月18日	4,000人
阿寒ふるさとまつり	7月23日	3,000人
阿寒湖の森ナイトウォーク「KAMUY LUMINA～カムイルミナ～」	5月13日～11月11日	23,435人
第76回くしろ港まつり	8月4日～8月6日	40,000人
第69回くしろ市民北海盆踊り	8月19日	18,000人
第20回釧路大漁どんぱく	10月14日～10月15日	120,000人
阿寒ユーカラ『ロストカムイ』	4月1日～3月31日	14,561人
阿寒丹頂の里まつり	9月18日	2,400人
2023北のビーナスBBQまつり	10月8日	800人
第74回まりも祭り	10月8日～10月10日	4,000人
第52回くしろ物産まつり	12月8日～12月10日	11,500人
第46回阿寒湖氷上フェスティバル	2月1日～3月2日	7,659人
くしろ冬まつり2024	2月4日～2月5日	32,000人

(4) 観光入込客数

年 度	令和3	令和4	令和5
釧路市地区	1,902,048人	2,617,290人	2,922,125人
阿寒町地区	851,209人	1,156,650人	1,222,268人
音別町地区	2,335人	36,038人	37,920人

(5) 釧路市湿原展望台及び周辺整備

湿原展望台は昭和59年1月、総工費5億2,500万円（土地取得費を含む）を投じ釧路湿原を一望できる北斗の高台に完成した。ヤチボウズをモチーフにした館内にはジオラマ、写真パネル等を数多く展示し、展望ラウンジからは眼下に湿原を見渡せる。

平成元年9月には湿原展望台を基点に1周2.5kmの遊歩道（木道）と眺望が素晴らしい丘陵地にサテライト展望台を造成した。

また、平成4年度には年々増加する来館者に対応するため、駐車場の拡張整備を行い、バス7台、普通車108台、身障者専用3台が駐車できるスペースを確保した。

平成17・18年度には、「周辺施設と連携し、釧路湿原を理解するための案内交流拠点」という新たなコンセプトのもとに、内部展示や運営管理における全般的なリニューアルを行った。

年 度	令和3	令和4	令和5
湿原展望台利用者数	37,630人	67,587人	82,292人

(6) 釧路市観光国際交流センター（ラムサール記念センター）

地域観光の振興及び国際交流の推進等に資するため、総工費31億6,000万円（土地取得費を含む）を投じて、平成5年6月3日に幸町3丁目にオープンした。

1,500人収容可能な大ホール、地域住民と外国人との交流やふれあいの場となるアトリウムを含めた市民広場など、平成5年6月に開催されたラムサール会議をはじめとする国際会議、各種全国・全道大会、イベント、展示会の会場として幅広く利用されている。

年 度	令和3	令和4	令和5
大ホール利用件数	122件	132件	159件
会議室ほか利用件数	606件	523件	572件

(7) 釧路フィッシャーマンズワーフMOO

本市の観光及び物産の振興を図るとともに、市民の利便に供する施設を目的として、平成元年7月に、国土交通省（旧運輸省）の民活法認定施設としてオープンした。

地上5階の建物の中には市場ゾーン・レストランゾーン・販売ゾーン・アクアリゾートゾーンで構成

された都市型観光施設として多くの観光客が来館していたが、平成16年度にMOOを経営する株式会社釧路河畔開発公社の負債に係る特定調停を行い、平成17年度から市の公共施設となっている。

平成19年度は、MOOの再生整備事業として景観機能、防災機能、観光交流機能の強化工事を実施、平成20年度には、バリアフリーの整備工事としてエレベーターの設置工事を実施し、平成23年度末には、フィットネスセンターの営業を終了し、その後利用として平成26年度より緊急避難施設・多目的アリーナとしてリニューアルした。また、令和4年度には新たな利用者・企業を呼び込み、関係人口の交流促進を図るためにコワーキングスペースを整備した。

年 度	令和3	令和4	令和5
MOO利用者数	364,078人	493,657人	534,820人
多目的アリーナ使用者数	11,033人	25,080人	36,352人

(8) 釧路市国設阿寒湖畔スキー場

市民の保健体育の向上及び冬季レクリエーションの普及並びに地域の観光振興に資することを目的として、昭和55年1月にオープンした。

スキー合宿の誘致やFIS公認スキー大会を開催しているほか、近年増加しているスノーボード用の滑走コースの整備も行われ、多くの市民や観光客に利用されている。

年 度	令和3	令和4	令和5
利用者数	188,361人	195,903人	202,143人

(9) 釧路市阿寒湖のマリモ展示観察センター

特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」の生態観察と保護思想の啓もう普及を図ることを目的として、昭和53年に阿寒湖に浮かぶチュウルイ島の中に建設された後、現施設は、平成7年に全面改修されたものである。

センター内には、マリモが展示されており、多くの観光客が来館している。

年 度	令和3	令和4	令和5
利用者数	31,209人	45,352人	68,463人

(10) 阿寒湖アイヌシアター イコロ

アイヌ文化の伝承、保存、普及並びに地域観光の振興や地域経済の活性化、さらには、地域住民と国内外からの観光客との交流促進を目的に、平成24年4月29日にわが国初のアイヌ古式舞踊専用劇場としてオープンした。

「アイヌ古式舞踊」のほか、平成31年3月より上演が開始された、古式舞踊に現代舞踊とデジタルアートが融合した新演目、阿寒ユーカラ「ロストカムイ」などを公演している。

年 度	令和3	令和4	令和5
利用者数	13,829人	40,201人	30,998人

(11) 道の駅 阿寒丹頂の里

道東の玄関釧路と阿寒湖温泉のほぼ中間に位置し、「クレインズテラス」の愛称で平成28年11月にリニューアルオープンした。

施設内には軽食喫茶や観光コンシェルジュによる近隣の観光及び道路情報の提供、24時間快適に使用できるトイレ等を有し、まりも国道（240号）を利用するドライバーのオアシスとして利用されている。

年 度	令和3	令和4	令和5
利用者数	351,554人	361,553人	328,398人

(12) サークルハウス 赤いベレー

都市生活者や地域住民の健康の維持増進、青少年の健全育成及び人的交流を通じ豊かな人間性を養う場として、平成元年にオープンした。

料金がリーズナブルな宿泊施設だけでなく、保温効果が持続する温泉や地元食材を取り入れたレストランや特産品販売所阿寒マルシェのほか、令和4年7月13日にはRVパークがオープンするなど、阿寒丹頂の里の観光拠点施設となっている。

年 度	令和3	令和4	令和5
利用者数	104,313人	122,488人	133,191人

(13) 釧路市阿寒町自然休養村

阿寒の恵まれた自然環境を活用し、近隣の都市生活者に健全なレクリエーション及び休養の場を提供することを目的に、昭和51年から整備が進められてきた。

総面積26haの中にキャンプ場、バンガロー、焼肉コーナー、炭畳と鉄道館、パークゴルフ場、レクリエーション農園等がある。

年 度	令和3	令和4	令和5
利用者数	12,767人	10,208人	12,800人

(14) 釧路市音別町体験学習センター「こころみ」

廃校になった二俣小中学校を活用し、音別の豊かな自然と資源を活かした体験学習施設として平成12年4月にオープンした。静かな環境にあり、露紙作りや、ソーセージやアイスクリーム等の加工体験、天体観測が出来る。宿泊設備、体育館があるため、合宿地としても活用されている。

年 度	令和3	令和4	令和5
利用者数	443人	950人	877人

(15) 釧路市音別町憩いの森

音別の緑豊かな自然に囲まれた林間キャンプ場を備える。近くを流れる川のせせらぎや、野鳥のさえずりがこだまする静かで落ち着く環境で、バードウォッチングや渓流釣りが楽しめる。4月下旬から5月上旬にかけて、エゾヤマザクラが見頃となる。

キャンプ場内には、バンガロー、バーベキューコーナー、遊具等がある。

年 度	令和3	令和4	令和5
利用者数	1,614人	1,163人	1,098人

(16) 一般社団法人釧路観光コンベンション協会

昭和13年に発足した釧路市観光協会は戦後、発展的に解消され、昭和26年に再発足した。

以来、地域振興のため釧路市をはじめとする多くの観光機関と連携し、地域の観光資源を守り育み、新しい魅力付けを図り、これらの全国宣伝、観光客受入れ体制の整備、観光ホスピタリティの向上、交通機能の充実などに努めてきた。

その後、釧路市と釧路湿原国立公園を中心とする地域の観光資源の発展を願い、地域経済及び文化の振興に寄与することを目的として平成5年3月10日社団法人化された。

また、平成29年11月28日に観光庁より釧路市と弟子屈町が一体となった地域連携DMOとして日本版DMO法人に登録された。

(17) 特定非営利活動法人 阿寒観光協会まちづくり推進機構

昭和24年に発足した阿寒観光協会は、阿寒湖温泉まちづくり協議会と一体化し、平成17年に、観光とまちづくりを使命とした全国的に稀なNPO法人格認証を受けた。令和3年11月には「阿寒湖温泉ビジョン2030」を策定し、『世界・日本を代表する国立公園の温泉観光地（阿寒湖温泉）』を目指し、「阿寒摩周国立公園の宿泊拠点」として、国立公園にふさわしい世界水準の観光地づくりに取り組んでいる。また、平成29年11月28日に観光庁より地域DMOとして日本版DMO法人に登録された。平成31年3月には阿寒湖アイヌシアター イコロの新演目、阿寒ユーカラ「ロストカムイ」の上演開始、また、令和元年7月には阿寒アドベンチャーツーリズム株式会社（DMC）による「阿寒湖の森ナイトウォーク『KAMUY LUMINA～カムイルミナ～』」の開始と、阿寒湖温泉挙げての事業を側面的にサポートし、地域づくりに取り組んでいる。

### 3 物産振興

釧路市の物産を広く道外に紹介宣伝し、販路拡張と商圈確立を図るため「北海道の物産と観光展」など各種物産展に参加している。

北海道・釧路市主催会場（22都市・26会場） 釧路市自主開催会場（51都市・108会場）

その他開催会場（北海道物産展以外）（8都市・17会場）

出品物～鮭鱒、水産加工品、魚卵、昆布、カニ、珍味、菓子、弁当、乳製品

#### 4 海外観光客誘致

インバウンド誘客のための観光プロモーション	タイ・マレーシア	令和2年12月16日～19日
台湾	台湾	令和3年2月16日～18日
台湾	台湾	令和3年12月21日～令和4年3月31日
台湾	台湾	令和4年3月10日
台湾	台湾	令和5年1月9日～13日
台湾	台湾	令和5年11月3日～6日
台湾	台湾	令和5年11月13日～14日
台湾	台湾	令和6年3月19日～21日
タイ	タイ	令和5年2月12日～19日
シンガポール	シンガポール	令和5年2月22日～27日
旅行会社招聘事業	ベトナム	令和5年8月24日～28日
メディア招聘事業	台湾	令和5年11月17日～19日
	台湾	令和5年2月13日～17日
	ドイツ、アメリカ、タイ	令和5年8月15日～令和6年3月7日

## 農林課

### 1 農業の立地条件

本市は道東沿岸にあり、阿寒・音別地域の内陸部を除き、海洋性気候で夏期間は冷涼である。農産物の播種期4月から5月はオホーツク海高気圧の影響で温度が低く、また6月から9月にかけて釧路沖で発生する特有の海霧により日照時間は少ないなど、農業生産には厳しい条件下にある。

さらに、土質は阿寒川・音別川流域にある沖積土壌と周辺に広がる山岳地の堆積土を除いて、釧路原野、湿原の低位泥炭土壌が大部分を占めている。このような地理的条件の中で地域の農業は、釧路・阿寒市街地周辺の野菜、阿寒川・音別川流域の畜産を主体とした農業として発展してきた。

昭和35年を境に、本市の農業も都市化の波により減少し、阿寒・音別地域との合併後は酪農経営が主体をなし、他に肉用牛飼養農家と野菜経営が点在している状況となっている。

### 2 釧路市牧場

釧路市牧場は平成17年の市町村合併により3地区、11団地という規模となっており、そのうち2地区（釧路・阿寒）を、平成22年度より一括管理運営している。

(1) 面積 1,807.4ha（うち改良草地 1,406.2ha）

(2) 運営状況（令和5年度実績）

#### ア 預託

区分	釧路・阿寒	音別
延放牧頭数 (頭)	37,984	33,244
延舎飼頭数 (頭)	66,554	135,283
放牧日数 (日)	171	170
舎飼日数 (日)	365	286
平均放牧頭数（頭/日）	222	195
平均舎飼頭数（頭/日）	182	473
利用農家数 (戸)	20	20

#### イ 採草

区分	釧路・阿寒	音別
利用戸数 (戸)	1	-
利用面積 (ha)	24.0	-
1戸当たり面積 (ha)	24.0	-

### 3 令和6年度主要事業計画

(1) 市営牧場整備事業

#### ア 事業目的

酪農家の経営コスト削減や省力化のために牛を預かり育成する釧路市牧場において、運営上必要な設備等の整備を行う。

#### イ 令和6年度事業

(ア) 事業費 47,872千円

(イ) 事業内容 牧柵整備工事1式、パドック整備工事1式、農作業機械1台

(2) 国営緊急農地再編整備事業

#### ア 事業目的

本地区的農地は、排水不良や小区画で不整形なほ場が多く、効率的な農作業が出来ない状況となっており、区画整理により、ほ場の大区画化や排水不良を解消することと併せて、農地を集団化することにより、効率的な農作業を可能とする生産性の高い基盤を構築することを目的としている。

イ 全体計画

- (ア) 事業内容 農地の区画整理
- (イ) 事業期間 平成30年度～令和11年度
- (ウ) 総事業費 11,000,000千円

ウ 令和6年度事業

換地委員会の開催運営、換地に関する農家との話し合い、一時利用地の指定、現況農地の権利関係の再調査、測量・設計、工事箇所の選定、事業促進費の支給

(3) エゾ鹿農作物被害防止対策事業

ア 事業目的

エゾ鹿による農作物被害を防止するために、駆除を実施する。また「釧路市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、隊員の実地研修などを実施し、狩猟者の担い手育成を図る。

イ 事業費 11,336千円

(4) 農業担い手確保対策事業

ア 事業目的

釧路市における農業経営者の高齢化と後継者の不足を解消するため、農業後継者や新規就農者を積極的に受け入れ、安定した農業農村づくりを進める。

イ 令和6年度事業

(ア) 事業費 700千円

(イ) 事業概要

- a 農業担い手の育成支援
- b 成婚実務の推進
- c 農業担い手等実習研修生の受入・支援等
- d 新規就農フェアへの参加
- e 農業系大学訪問

(5) 中山間地域等直接支払制度交付事業

ア 事業目的

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の制定により、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮を図る。

イ 全体計画

(ア) 事業内容 9法（沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法）地域の農家の地域団体（協定集落）に対し、市が草地經營面積に応じて補助金を交付する。

(イ) 事業期間 令和2年度～令和6年度

ウ 令和6年度事業

(ア) 事業費 91,554千円（釧路地区 23,825千円、阿寒地区 40,763千円、音別地区 26,966千円）

(イ) 対象農家 132戸（釧路地区 30戸、阿寒地区 69戸、音別地区 33戸）

(ウ) 対象農地 6,104ha（釧路地区 1,588ha、阿寒地区 2,718ha、音別地区 1,798ha）

(エ) 対象行為 協定に基づいて5カ年以上継続して行われる農業生産活動。（耕作放棄の防止、施設補修管理、景観整備活動等）

(6) 市有林管理事業

ア 事業目的

市有林を適正に管理することにより、森林資源の保続培養並びに自然環境の保全を図る。

イ 令和6年度事業

(ア) 事業費 69,499千円

(イ) 事業量 間伐 75.00ha、下刈 72.97ha、シカ柵 5,259m、殺鼠剤散布 199.34ha

(7) 豊かな森づくり推進事業

ア 事業目的

無立木地への造林等による森林機能の早期回復や、複層林や混交林の導入により、森林の有する多面的機能の発揮を図る。

イ 令和6年度事業

(ア) 事業費 13,533千円

(イ) 事業量 56.73ha

(8) 分収造林事業

ア 事業目的

水源林造成（分収造林）事業の導入により、保安林の改良と経済林としての活用を促進する。

イ 分収割合

(ア) 市 60%

(イ) 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 40%

ウ 令和6年度事業

(ア) 事業費 10,329千円

(イ) 事業概要

a 野ぞ駆除 17.29ha

b 下刈 21.67ha

c 作業道補修 3,300m

(9) 地域材利活用推進事業

ア 事業目的

都市機能と豊富な森林を併せ持つ釧路の優位性を生かし「森林資源の域内循環」体制を構築する。

イ 事業内容

釧路森林資源活用円卓会議の開催、地域材のブランド化検討・商品開発等、各種催事の開催や出展、建築向け地域材流通の拡大検討、市有林材活用施設に関するアンケート調査、低コスト施業モデルの検討、林業・木材産業に係る担い手の確保、多世代向け木育の推進

ウ 事業費 42,274千円

(10) 市有林収穫事業

ア 事業目的

成熟期を迎えた釧路市有林の人工林資源を、環境に配慮した形（小面積伐採）で主伐を行い、地域材利活用の取組に資するとともに、齢級構成の平準化を図り、「育てて・伐って・使って・また植える」という、森林資源の循環利用の確立を図る。

イ 事業概要

年間30ha程度の市有林を継続して伐採し、地域に地場産材を提供できる体制を確立する。事業費は材の売払収入から支出し、伐採後は売払収入の余剰金や補助事業を活用して、伐採した箇所に北海道釧路総合振興局と締結した「クリーンラーチの森造成事業に関する協定」に基づく優良品種等の植栽や保育を実施する。

ウ 事業費 70,493千円